

現場説明書

令和 5 年度

工事名称 長岡工業高専 4 号館 3 階科学実驗室模様替え工事

長岡工業高等専門学校				
事務部長	総務課長	課長補佐	係長	係員
				

I 工事名称 長岡工業高専4号館3階科学実験室模様替え工事

II 工事場所 新潟県長岡市西片貝町888番地

III 完成期限 令和6年2月9日（金）

IV 一般事項

現場説明書の適用方法

- (1) ・印で始まる事項については、○印を付した事項のみ適用する。
(2) 文中及び表中の各欄に数字、文字、記号等を記入する事項については、記入してある事項のみ適用する。
(3) =印又は×印で抹消した事項は全て適用しない。

V 施工に関する事項

(1) 工事用地

範囲は別図のとおりとし、使用にあたっては「工事用地使用許可願」を監督職員に提出して、発注者の承諾を得ること。ただし、工事用地の借料は無償とする。

(2) 仮設物の設置等

① 仮設建物等

仮設建物等を設置するときは、「仮設物設置許可願」を監督職員に提出して発注者等の承諾を得ること。

② 障害物の撤去又は移設

障害物の撤去又は移設をするときは、~~別図及び~~監督職員の指示により行うこと。

③ 仮囲い等

仮囲い等を設けるときは、別図の位置に、図示の種類によること。

④ 監督職員事務所

・ 設ける（ 号） ☒ 設けない

号	1	2	3	4	5	6
規 模 (㎡)	10内外	20内外	35内外	65内外	100内外	

⑤ 仮設物の維持管理等

仮設物は、施工、監督及び検査に便利かつ安全な材料構造でかつ関係法規に準拠して設置するものとし、常に維持保全に注意すること。

⑥ そ の 他

構内の事故防止等には十分注意し、工事中の安全管理についても十分配慮すること。なお、学生及び教職員の安全には、万全を期すこと。
構内全域禁煙のため、施工従事者への教育を徹底すること。

(3) 工事用電力等

- ① 工事用電力、電話、給水、排水等は受注者において手続きの上設置し、その費用及び使用料は受注者の負担とする。
- ② 工事用電力
- ⊙ 電力会社と協議の上引き込む
 - ⊙ 発電機の設置
 - ・ 構内より支給（電灯のみ）
- ③ 工事用電話
- ・ 構外より引き込む
 - ⊙ 携帯電話にて対応する
- ④ 工事用給水
- ・ 構外より引き込む
 - ・ さく井する
 - ・ 給水タンクの設置
 - ⊙ 構内より分岐できる
 - ・ 構内より支給
- ⑤ 工事用電力、電話、給水の引き込み位置は別図により、排水は別図又は監督職員の指示による。
- ⑥ 工事に際して、構内の上水道、下水道施設を使用するときは、「上（下）水道使用願」を監督職員に提出して、発注者の承諾を得ること。
- ⑦ その他 工事用電力等を構内より分岐した場合は、計量器を設置し、その使用料は長岡工業高等専門学校総務課に納付する。
-

(4) 工事写真等

① 工事写真等

工事写真等は、文部科学省が定めた「工事写真撮影要領」により撮影し、次表のものを提出すること。

区 分	大 き さ	種 類	組
工 事 写 真	サービス判	カ ラ ー	1

※ 完成写真はファイルし、表紙に工事名称、工期を記入し、撮影方向等を明示した配置図、平面図を添付すること。

② デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入及び工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事で受注者がデジタル工事写真の小黑板情報電子化を行うことを、

- ⊙ 承諾する
- ・ 承諾しない

承諾する場合は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という。）とすることができる。対象工事では、以下の１．から３．の全てを実施することとする。

なお、本項に規定していない事項は「工事写真撮影要領（文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官）」に準ずる。

１．必要な機器・ソフトウェア等の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「使用機器」という。）については、「工事写真撮影要領（文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官）」の「３．（３）撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑

性確認機能（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<http://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、対象工事での使用機器について提示するものとする。

2. デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入

受注者は、使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、「工事写真撮影要領（文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官）」の「3.（3）撮影方法」による。

なお、対象工事において、「小黒板情報電子化」と「小黒板を被写体に添えての撮影（従来の方法）」を併用することは差し支えない（例えば、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、使用機器の利用が困難な工種が想定される）。

3. 小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、2. に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黒板情報電子化写真」という。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は URL（<https://www.jcomsia.org/kokuban/>）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

③ その他

契約後には、次の図面等を提出する（現場説明書を含む）

.....・設計図面 A 3 版縮小二つ折り製本.....	5 部
.....・設計図面 A 1 版製本.....	1 部

(5) 墜落制止用器具の着用について

労働安全衛生法施行令第 13 条第 3 項第 28 号における墜落制止用器具の着用は、「墜落制止用器具の規格」（平成 31 年 1 月 25 日厚生労働省告示第 11 号）による墜落制止用器具（フルハーネス型墜落制止用器具、胴ベルト型墜落制止用器具及びランヤード等）とする。

(6) そ の 他

鍵は、各組（一組は同一鍵 3 本）毎に鍵札（アクリル製）を付け、キープラン及び鍵リストを添えて鍵箱（鍵掛け付き）に納めて提出すること。

VI 契約に関する事項

(1) 工事請負契約基準の運用

① 基準第3の規定による、

工事費内訳明細書

○提出する。

工 程 表

○提出する。

・提出しない。

労務費（社会保険の保険料の本人負担分を含む賃金）は勿論のこと、社会保険の法定福利費（社会保険の保険料の事業主負担分）、安全衛生経費（労働災害防止対策に要する経費）、建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額などの必要経費にしわ寄せが生じないようにするため、工事費内訳明細書を提出する場合には、共通費として法定福利費等に関する事項及び金額を記載すること。

なお、当該記載に当たっては、以下を参考とすること。

（参考）公共建築工事共通費積算基準より ※ ____ は、特に法定福利費等に関連する部分

表－1 共通仮設費

項 目	内 容
準 備 費	敷地測量、敷地整理、道路占有料、仮設用借地料、その他の準備に要する費用
仮 設 建 物 費	監理事務所、現場事務所、倉庫、下小屋、宿舍、作業員施設等に要する費用
工 事 施 設 費	仮囲い、工事用道路、歩道構台、場内通信設備等の工事用施設に要する費用
環 境 安 全 費	安全標識、消火設備等の施設の設置、安全管理・合図等の要員、隣接物等の養生及び補償復旧に要する費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等
屋外整理清掃費	屋外及び敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う屋外発生材処分等並びに除雪に要する費用
機 械 器 具 費	共通的な工事用機械器具（測量機器、揚重機械器具、雑機械器具）に要する費用
そ の 他	材料及び製品の品質管理試験に要する費用、その他上記のいずれの項目にも属さない費用

表－2 現場管理費

項 目	内 容
労 務 管 理 費	現場雇用労働者（各現場で元請企業が臨時に直接雇用する労働者）及び現場労働者（再下請を含む下請負契約に基づき現場労働に従事する労働者）の労務管理に要する費用 ・募集及び解散に要する費用 ・慰安、娯楽及び厚生に要する費用 ・純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用 ・賃金以外の食事、通勤費等に要する費用 ・安全、衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用 ・労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
租 税 公 課	工事契約書等の印紙代、申請書・謄抄本登記等の証紙代、固定資産税・自動車税等の租税公課、諸官公署手続き費用
保 險 料	火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険及び法定外の労災保険の保険料
従業員給料手当	現場従業員（元請企業の社員）及び現場雇用労働者の給与、諸

	手当（交通費、住宅手当等）及び賞与
施工図等作成費	施工図等を外注した場合の費用
退職金	現場従業員に対する退職給付引当金繰入額及び現場雇用労働者の退職金
法定福利費	現場従業員、現場雇用労働者及び現場労働者に関する次の費用 ・現場従業員、現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額 ・現場労働者に関する労災保険料の事業主負担額 ・建設業退職金共済制度に基づく証紙購入代金
福利厚生費	現場従業員に対する慰安、娯楽、厚生、貸与被服、健康診断、医療、慶弔見舞等に要する費用
事務用品費	事務用消耗品費、OA機器等の事務用備品費、新聞・図書・雑誌等の購入費、工事写真代等の費用
通信交通費	通信費、旅費及び交通費
補償費	工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行等に対して、近隣の第三者に支払われる補償費。ただし、電波障害等に関する補償費を除く。
その他	会議費、式典費、工事实績の登録等に要する費用、その他上記のいずれの項目にも属さない費用

表－３ 一般管理費

項 目	内 容
役員報酬等	取締役及び監査役に要する報酬及び賞与（損金算入分）
従業員給料手当	本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与（賞与引当金繰入額を含む）
退職金	本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金（退職給与引当金繰入額及び退職年金掛金を含む）
法定福利費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額
福利厚生費	本店及び支店の従業員に対する慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用
維持修繕費	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等
事務用品費	事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品、新聞参考図書等の購入費
通信交通費	通信費、旅費及び交通費
動力用水光熱費	電力、水道、ガス等の費用
調査研究費	技術研究、開発等の費用
広告宣伝費	広告、公告又は宣伝に要する費用
交際費	得意先、来客等の接待、慶弔見舞等に要する費用
寄付金	社会福祉団体等に対する寄付
地代家賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料
減価償却費	建物、車両、機械装置、事務用備品等の減価償却額
試験研究償却費	新製品又は新技術の研究のための特別に支出した費用の償却額
開発償却費	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発並びに市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額
租税公課	不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占有料その他の公課
保険料	火災保険その他の損害保険料
契約保証費	契約の保証に必要な費用
雑費	社内打合せの費用、諸団体会費等の上記のいずれの項目にも属さない費用

表－４ 付加利益等

法人税、都道府県民税、市町村民税等（表－３の租税公課に含むものを除く）
株主配当金
役員賞与（損金算入分を除く）
内部留保金
支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用

~~④基準第 26 第 1 項の規定により請求する場合は、発注者又は受注者から請求のあった日から起算して、残工事の工期が 2 月以上ある場合とする。~~

~~④基準第 26 第 2 項の残工事代金額を算出する根拠となる残工事量を確認する場合において、工事の工程が受注者の責めにより遅延していると認められる場合は、遅延していると認められる工事量を残工事量に含めないものとする。~~

④基準第 30 第 4 項にいう「請負代金額」とは、損害を負担する時点における請負代金額をいう。

⑤天災、その他不可抗力による 1 回の損害合計額が前項にいう請負代金額の 1000 分の 5 の額（この額が 20 万円を超えるときは 20 万円）に満たないものは損害合計額とみなさないものとする。

~~(2) 入札の保証について~~

競争入札に参加しようとする者（以下「競争加入者」という。）は、以下の①から⑤までのいずれかを提出しなければならない。なお、振込手数料等が必要となる場合は競争加入者の負担とする。

① 入札保証金及び入札保証金納付書

ア 入札保証金は、競争加入者の見積る入札金額（税込み）（以下「見積金額」という。）の 100 分の 5 の金額以上に相当する金額の金銭を入札保証金納付書を添付して、長岡工業高等専門学校 出納命令役 事務部長 西村康雄に納付すること。

イ 落札者が契約を結ばないときは、入札保証金は、独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則第 20 条第 2 項の規定により独立行政法人国立高等専門学校機構に帰属する。

ウ 競争加入者は、入札執行後、保管金の払渡を求める旨の保管金払渡請求書を契約担当役へ提出すること。なお、落札者は、工事請負契約書案の提出と同時に提出すること。

② 入札保証金の納付に代わる担保が利付国債の場合は、有価証券払込済通知書及び入札保証金納付書

ア 有価証券払込済通知書は、長岡工業高等専門学校取引銀行に見積金額の 100 分の 5 の金額以上に相当する金額の利付国債を払い込んで、交付を受けること。

イ 有価証券払込済通知書の宛名の欄には、長岡工業高等専門学校 出納命令役 事務部長 西村泰雄と記載するように申し込むこと。

ウ 落札者が契約を結ばないときは、保管有価証券は、独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則第 20 条第 2 項の規定により独立行政法人国立高等専門学校機構に帰属する。

エ 競争加入者は、入札執行後、契約担当役へ有価証券払渡請求書を提出すること。

なお、落札者は、工事請負契約書案の提出と同時に提出すること。

③ 入札保証金の納付に代わる担保が落札者が契約を結ばないことによる損害金の支払を保証する銀行等の保証の場合は、当該保証書及び入札保証金納付書

ア 債務不履行により生ずる損害金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）第 3 条に規定する金融機関（以下「銀行等」という。）とする。

イ 保証書の宛名の欄には、長岡工業高等専門学校 契約担当役 事務部長 西村泰雄と記載するように申し込むこと。

ウ 保証債務の内容は落札者が契約を結ばないことによる損害金の支払いであること。

エ 保証書上の保証に係る工事の工事名の欄には、入札公告に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

- オ 保証金額は、見積金額の 100 分の 5 の金額以上とすること。
- カ 保証期間は、書類の提出日から入札執行の日から 7 日を経過した日以降の日であって、契約担当役が指定する日までを含むものとする。
- キ 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後 6 カ月以上確保されるものとする。
- ク 落札者が契約を結ばないときは、銀行等から支払われた保証金は、独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則第 20 条第 2 項の規定により独立行政法人国立高等専門学校機構に帰属する。
- ケ 競争加入者は、入札執行後、契約担当役から保証書の返還を受け、銀行等に返還するものとする。ただし、落札者については、工事請負契約書案提出後、契約担当役から保証書の返還を受け、銀行等に返還するものとする。
- コ 保証期間の不足により保証期間を変更する場合の取扱いについては契約担当役の指示に従うこと。

④ 落札者が契約を結ばないことにより生ずる損害をてん補する入札保証保険契約に係る証券

- ア 入札保証保険とは、落札者が契約を結ばない場合に、保険会社が保険金を支払うことを約する保険である。
- イ 入札保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
- ウ 保険証券の宛名の欄には、長岡工業高等専門学校 契約担当役 事務部長 西村泰雄 と記載するように申し込むこと。
- エ 証券上の契約の内容としての工事名の欄には、入札公告に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
- オ 保険金額は、見積金額の 100 分の 5 の金額以上とすること。
- カ 保険期間は、書類の提出日から入札執行の日から 7 日を経過した日以降の日であって、契約担当役が指定する日までを含むものとする。
- キ 落札者が契約を結ばないときは、保険会社から支払われた保険金は、独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則第 20 条第 2 項の規定により独立行政法人国立高等専門学校機構に帰属する。

⑤ 契約保証を予約する金融機関等の契約保証予約証書

- ア 契約保証を予約する金融機関等は、銀行等又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社とする。
- イ 契約保証予約証書の宛名の欄には、長岡工業高等専門学校 契約担当役 事務部長 西村泰雄 と記載するように申し込むこと。
- ウ 契約保証の予約の内容は、金融機関等と競争加入者である予約契約者との間で予約に係る工事について契約保証の予約を行ったことであること。
- エ 契約保証予約証書上の契約保証の予約に係る工事の工事名の欄には、入札公告に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
- オ 金融機関等の契約保証の予約に係る契約希望金額は見積金額以上、又は保証金額は見積金額の 100 分の 10 の金額以上とすること。
- カ 予約する契約保証が停止条件付契約保証でないこと。
- キ 予約契約者が予約完結権を行使するに当たっていかなる留保も付されていないこと。
- ク 「低入札価格調査対象工事に係る特別重点調査の試行について」（平成 21 年 3 月 31 日付け大臣官房文教施設企画部長通知）に基づく特別重点調査を受け、契約担当役の指示があった場合には、予約に係る保証金額が見積金額の 100 分の 30 以上となるよう、増額変更を行うこととし、別途定める日までに、予約に係る保証金額を増額変更する旨の金融機関等が交付する変更契約保証予約証書を提出すること。ただし、契約保証予約証書において予約に係る保証金額が明記されている場合に限る。

⑥ 入札保証金の還付について

競争参加資格がないと認められた者に対しては、当該者が競争参加資格の確認の結果の通知を受けた以降、入札書を提出しなかった者に対しては、入札執行日以降、入札保証金又は入札保証金の納付に代えて提供された担保の還付を行う。

(3) 契約の保証について

落札者は、工事請負契約書案の提出とともに、次の①から⑦のいずれかの書類を発注者に提出しなければならない。なお、振込手数料等が必要となる場合は落札者の負担とする。

① 契約保証金として納付するものが、現金の場合は、振込を確認できる書類及び契約保証金納付書

ア 振込を確認できる書類は、長岡工業高等専門学校取引銀行に契約保証金の金額に相当する金額の現金を払い込んで交付を受けること。

イ 振込を確認できる書類の宛名の欄には、長岡工業高等専門学校 出納命令役 事務部長 西村泰雄と記載するように申し込むこと。

ウ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当役の指示に従うこと。

エ 受注者の責めに帰すべき事由により契約が解除されたとき、契約保証金は、独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則第37条第2項の規定により独立行政法人国立高等専門学校機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

オ 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに契約保証金払渡請求書を提出すること。

② 契約保証金の納付に代わる担保が、国債、政府の保証のある債券、銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券、日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和23年法律第256号）第1条の規定により設立された日本国有鉄道及び日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社が発行した債券で政府の保証のある債券以外のもの、地方債及び契約担当役が確実と認める社債の場合は、有価証券払込済通知書及び契約保証金納付書

ア 有価証券払込済通知書は、長岡工業高等専門学校取引銀行に契約保証金の金額に相当する金額の当該有価証券を払い込んで、交付を受けること。

イ 有価証券払込済通知書の宛名の欄には、長岡工業高等専門学校 出納命令役 事務部長 西村泰雄と記載するように申し込むこと。

ウ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当役の指示に従うこと。

エ 受注者の責めに帰すべき事由により契約が解除されたとき、保管有価証券は、独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則第37条第2項の規定により独立行政法人国立高等専門学校機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

オ 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに有価証券払渡請求書を提出すること。

③ 契約保証金の納付に代わる担保が、銀行又は契約担当役が確実と認める金融機関が振り出し又は支払を保証した小切手、銀行又は契約担当役が確実と認める金融機関が引き受け又は保証若しくは裏書をした手形である場合は、当該有価証券及び契約保証金納付書

ア 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当役の指示に従うこと。

イ 受注者の責めに帰すべき事由により契約が解除されたとき、当該有価証券は、独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則第37条第2項の規定により独立行政法人国立高等専門学校機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

ウ 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに有価証券払渡請求書を提出すること。

④ 契約保証金の納付に代わる担保が、銀行又は契約担当役が確実と認める金融機関に対する定期預金債権の場合は、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行又は契約担当役が確実と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面及び契約保証金納付書

ア 当該債権に質権を設定し提出すること。

- イ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当役の指示に従うこと。
- ウ 受注者の責めに帰すべき事由により契約が解除されたとき、当該債権は、独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則第 37 条第 2 項の規定により独立行政法人国立高等専門学校機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- エ 受注者は、工事完成後、契約担当役から当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行又は契約担当役が確実と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面の返還を受けるものとする。
- ⑤ 債務不履行による損害金の支払を保証する金融機関等の保証に係る保証書及び契約保証金納付書
- ア 債務不履行による損害金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）第 3 条に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合若しくはその他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」と総称する。）とする。
- イ 保証書の宛名の欄には、長岡工業高等専門学校 契約担当役 事務部長 西村泰雄と記載するように申し込むこと。
- ウ 保証債務の内容は、工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。
- エ 保証書上の保証に係る工事の工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
- オ 保証金額は、契約保証金の金額以上とすること。
- カ 保証期間は、工期を含むものとする。
- キ 保証債務履行請求の有効期間は、保証期間経過後 6 カ月以上確保されるものとする。
- ク 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、契約担当役の指示に従うこと。
- ケ 受注者の責めに帰すべき事由により契約が解除されたとき、金融機関等から支払われた保証金は、独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則第 37 条第 2 項の規定により独立行政法人国立高等専門学校機構に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- コ 受注者は、銀行等が保証した場合にあっては、工事完成後、契約担当役から保証書（変更契約書を含む。）の返還を受け、銀行等に返還すること。
- ⑥ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券
- ア 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。
- イ 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、長岡工業高等専門学校 契約担当役 事務部長 西村泰雄と記載するように申し込むこと。
- ウ 証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
- エ 保証金額は、請負代金額の 10 分の 1 の金額以上とする。
- オ 保証期間は、工期を含むものとする。
- カ 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、契約担当役の指示に従うこと。
- キ 受注者の責めに帰すべき事由により契約が解除されたとき、保険会社から支払われた保証金は、独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則第 37 条第 2 項の規定により独立行政法人国立高等専門学校機構に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- ⑦ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券
- ア 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に保険金を支払うことを約する保険である。

- イ 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
- ウ 保険証券の宛名の欄には、長岡工業高等専門学校 契約担当役 事務部長 西村泰雄と記載するように申し込むこと。
- エ 証券上の契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
- オ 保険金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。
- カ 保険期間は、工期を含むものとする。
- キ 請負代金額の変更により保険金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当役の指示に従うこと。
- ク 受注者の責めに帰すべき事由により契約が解除されたとき、保険会社から支払われた保険金は、独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則第37条第2項の規定により独立行政法人国立高等専門学校機構に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(4) 請負代金債権の債権譲渡

この工事の受注者は、地域建設業経営強化融資制度又は下請セーフティネット債務保証事業のいずれかに係る融資を受けることを目的として、工事請負代金債権の債権譲渡を申し出ることができる。

(5) 下請契約の締結

受注者は、下請負人を使用する場合は、「建設工事標準下請契約約款」に準拠した適切な下請契約を締結すること。

(6) 建設産業における生産システム合理化指針の遵守等について

工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システム合理化指針について」（平成3年2月5日付け建設省経構発第2号の3建設省建設経済局長通知）において明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果たすとともに、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、建設労働者の雇用条件等の改善等に努めること。

また、下請代金の支払については、発注者から受取った前払金の下請建設業者に対する均てん、下請代金における現金比率の改善、手形期間の短縮等その適正化について特段の配慮をすること。

(7) 監督職員の権限

文部科学省が定める工事請負契約基準第9第2項第1号から第3号に示す範囲とする。

(8) 請負代金の支払

請負代金は、受注者からの適法な支払請求書に基づき長岡工業高等専門学校から、2回以内に支払うものとする。

(9) 請負代金の前払い

公共工事の前払金保証事業会社と保険契約を締結し、当該保証証書を添えて工事請負代金額の「10分の4」以内の額の前払金を請求することができる。

~~また、前払金の支払を受けた後、公共工事の前払金保証事業会社と保険契約を締結し、当該保証証書を添えて工事請負代金額の「10分の2」以内の額の間前払金を請求することができる。~~

(10) 工事関係保険の締結

この工事の受注者は、速やかに、次の付加条件により、組立保険契約（共済その他これに準じる機能を有するものを含む。）を締結すること。

- ① 保険対象
工事請負契約の対象となっている工事全体とすること。
- ② 保険契約者
受注者とすること。

- ③ 被保険者
発注者並びに受注者及びそのすべての下請負人（リース仮設材を使用する場合には、リース業者を含む。）とすること。
- ④ 保険金額
請負代金額と同額とすること。ただし、請負代金額と同額とすること。ただし、支給材料又は貸与品の価額が算入されていないときはその新調達価額を加算し、保険の目的に含まれない工事の費用（解体撤去 工事費、用地費、補償費等をいう。）が算入されているときはその金額を控除すること。
- ⑤ 保険金支払額の控除額（免責額）
請負代金額の 1000 分の 5 の額（この額が 20 万円を超えるときは 20 万円）未満とすること。
- ⑥ 保険金請求者
受注者とすること。
- ⑦ 保険期間
工事着手の日から工事目的物の完成引渡しの日までの期間とすること。
- ⑧ 特約条項
~~ア 同一発注者による同一工事場内における分離発注工事の隣接工区受注者相互間の求償権不行使特約を付帯すること。~~
イ 水災危険担保特約を付帯すること。
ウ 次の付保条件により、損害賠償責任担保特約を付帯（請負業者賠償責任保険その他これに準じる機能を有するものを付保することを含む。）すること。
（ア）対人賠償保険金額は、1 名につき 1 億円以上かつ 1 事故につき 10 億円以上とすること。
（イ）対物賠償保険金額は、1 事故につき 1 億円以上とすること。
~~（ウ）発注者受注者相互間の交差責任担保特約を付帯すること。~~
~~（エ）分離発注工事の隣接工区に対する賠償責任担保特約を付帯すること。~~
- ⑨ その他
ア ここで示す付保条件は、工事関係保険として最低限必要と思われる付保条件であり、受注者が受注者の判断でこれ以上の付保条件で工事関係保険を付保することを妨げるものではない。ただし、当該付保条件についても発注者が指示したものとみなす。
~~イ 建物の建築工事の受注者は、分離発注される当該建物の付帯設備工事の受注者と協議の上、建築工事の受注者が保険契約者となり、付帯設備工事の受注者を被保険者に加え、一括して建設工事保険契約を締結することも可能である。~~
ウ 受注者が工事関係保険契約を締結したときは、遅滞なく、その保険証券を発注者に提示すること。~~ただし、総括契約方式による付保の場合は、保険会社の引受証明を発注者に提示すること。~~
エ 工事関係保険契約締結後に設計変更等により工事期間又は請負代金額に変更を生じた場合などには、速やかに、付保条件について変更の手続きをとること。

(11) 法定外の労災保険の付保

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

VII 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 独立行政法人国立高等専門学校機構が発注する建設工事（以下「発注工事」という。）において、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係業者（以下「暴力団員等」という。）による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

- (3)発注工事において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

VIII そ の 他

(1)工事实績情報サービス（CORINS）への登録

この工事の受注者は、工事契約内容及び施工内容について契約締結後10日以内に、登録内容に変更があったときは登録内容に変更が生じた日から10日以内に、完成引渡しについて完成引渡し後10日以内にそれぞれの情報を一般財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報サービス（CORINS）へ登録すること。

(2)公共事業労務費調査への協力

毎年定期的に実施される公共事業労務費調査への協力を依頼することがあるので、労働基準法第108条による賃金台帳を整備しておくこと。

なお、賃金台帳の整備にあたっては、全国建設業協会刊「建設現場の賃金管理の手引き」及び「正しい賃金台帳のつくり方」によること。

(3)建設業退職金共済制度について

建設業退職金共済組合に加入するとともに、その建設業退職金共済制度の対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。

また、「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示すること。

(4)工事成績評定について

この工事は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）及び「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」

（令和元年10月18日閣議決定）に基づき、文部科学省が定めた工事成績評定要領（平成20年1月17日付け19文科施第370号）による工事成績評定の対象工事である。

(5)ワンデーレスポンスの実施について

本工事は、ワンデーレスポンス実施対象工事である。

- ①ワンデーレスポンスとは、受注者からの質問、協議に対して、発注者は、基本的に「その日のうちに」回答するよう対応することである。なお、即日回答が困難な場合に、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることを含むものとする。
- ②受注者は、実施工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議を行うこと。
- ③受注者は、工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。

(6)主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間について

①現場施工に着手するまでの期間

請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。

②検査終了後の期間

工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成検査確認通知書」等における日付）とする。

(7) 現場代理人の工事現場における常駐を要しない期間について

- ① 工事請負契約基準第10第3項に規定する現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないとは、以下のものとする。
- ア 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。）。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員と協議の上、定める。
- イ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。
- ウ 工場製作を含む工事であって、工事製作のみが行われている期間。
- エ 工事現場において作業等が行われていない期間。
- ② 工事請負契約基準第10第3項に規定する発注者との連絡体制が確保されるとは、発注者又は監督職員と携帯電話等で常に連絡が取られること、かつ、発注者又は監督職員が求めたときは、工事現場に速やかに向かう等の対応が取られることとする。
- ③ その他請負契約の締結後、監督職員と協議の上、現場代理人の工事現場における常駐を要しない期間を定める。

~~(8) 特別重点調査を受けた者との契約について~~

~~「低入札価格調査対象工事に係る特別重点調査の試行について」（平成21年3月31日大臣官房文教施設企画部長通知（最終改正平成21年6月2日））に基づく特別重点調査を受けた者との契約については、その契約の保証については請負代金額の10分の3以上とし、前金払の割合については、請負代金額の10分の2以内とする。ただし、工事が進捗した場合の中間前金払及び部分払の請求を妨げるものではない。~~

(9) 質疑応答

この現場説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。

- ① 提出期間： 令和5年10月11日（水）から令和5年10月18日（水）までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の9時00分から16時00分まで。
- ② 提出先： 下記の担当部局
- ③ 提出方法： 書面を持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期間内必着。）することにより提出するものとする。

提出された質問に対する内容は、令和5年10月23日（月）から入札書受付締切日時まで以下の担当部局で閲覧に供する。

担当部局

〒940-8532 新潟県長岡市西片貝町888番地

長岡工業高等専門学校総務課施設係

電話番号 0258-34-9325

FAX 0258-34-9327

(10) 共通費実態調査（共通費モニタリング調査）の実施について

本工事は、受注者による工事の実施状況を費用の面から把握することにより、発注者における工事費積算のより一層の適正化をはかることを目的とした共通費実態調査（共通費モニタリング調査）の対象工事とすることがある。

なお、調査票は、監督職員から配布するものとする。

現場説明書別図

S = 1 : 2000

凡 例

記号	名 称
	本工事位置
	工事用地 (≒ 70m ²)
	敷地境界線
	工事用用水分岐位置
	工事用車両進入口

